

お知らせとお願い

10月11日(金)・12日(土)に 原子力総合防災訓練を実施します。

原子力総合防災訓練の目的

福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ見直し等がなされた国の防災体制などを踏まえ、県、薩摩川内市及び関係周辺市町で策定や修正を行った地域防災計画原子力災害対策編に基づき、住民の協力を得ながら、国、事業者等と共同して関係機関相互の連携強化や地域住民の方々の防災意識の向上を図っていただくため、総合的な訓練を実施します。

日 時

1日目▶ 平成25年10月11日(金) 10:00 ~ 17:30

2日目▶ 平成25年10月12日(土) 11:00 ~ 16:30

主な 参加機関

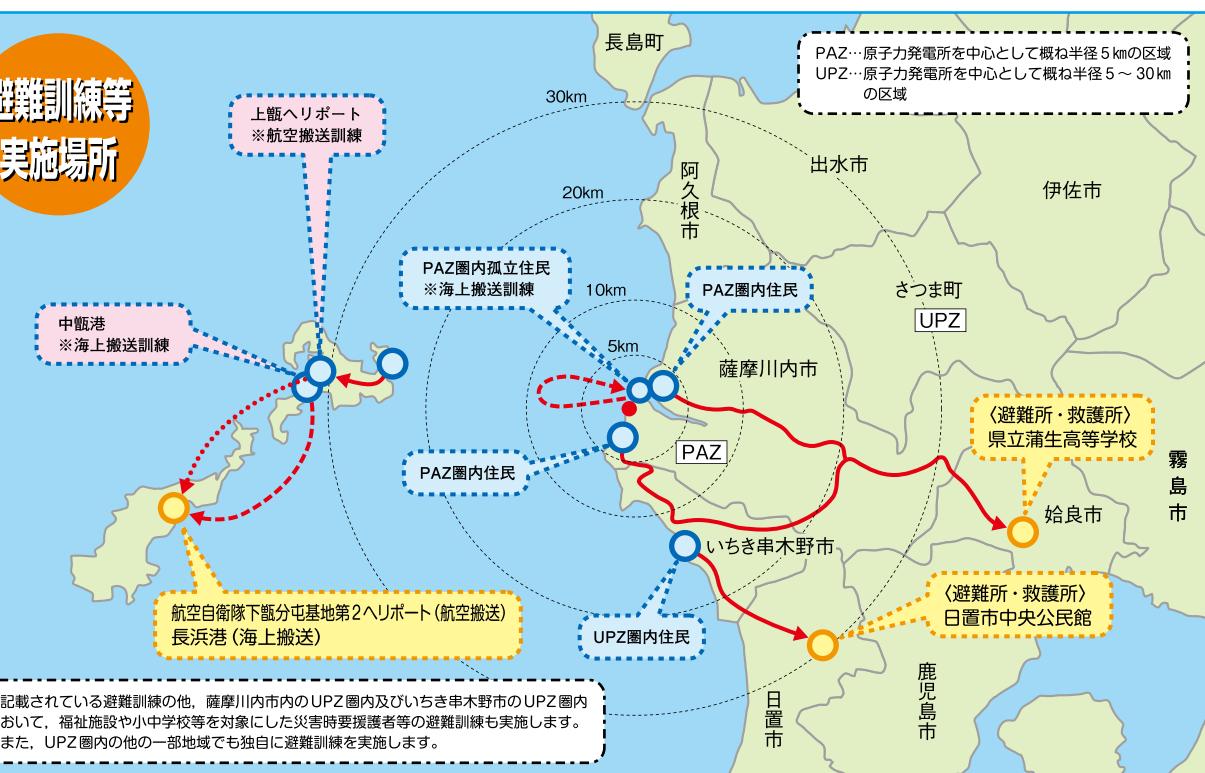
●指定行政機関等

内閣官房、内閣府、原子力規制委員会 等

●地方公共団体等

鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、第十管区海上保安本部、陸上自衛隊西部方面総監部、海上自衛隊佐世保地方総監部、鹿児島県警察本部、関係市町消防機関 等

避難訓練等 実施場所



記載されている避難訓練の他、薩摩川内市内のUPZ圏内及びいちき串木野市のUPZ圏内において、福祉施設や小中学校等を対象にした災害時要援護者等の避難訓練も実施します。また、UPZ圏内の他の一部地域でも独自に避難訓練を実施します。

各訓練種目とその内容

緊急時通信連絡訓練	異常事象の通報、関係機関間の通信訓練、災害対策本部等への映像伝送、国・関係市とのTV会議の実施
災害対策本部等設置・運営訓練	国、県及び関係市町の災害対策本部の設置、会議の運営、各種対策の検討等
現地災害対策本部設置・運営訓練	県現地災害対策本部の設置、会議の運営、応急対策の実施等
オフサイトセンター参集訓練	オフサイトセンターの立ち上げ・運営、現地事故対策連絡会議・合同対策協議会等への参画及び各機能グループの運営
要員搬送訓練	県消防・防災ヘリによる県現地災害対策本部要員の搬送、自衛隊ヘリによる国の職員・専門家等の搬送
緊急時モニタリング訓練	緊急時モニタリングの実施、結果の解析及び評価等
住民等に対する広報訓練	広報車、警察車両、防災行政無線、緊急速報メール等による住民・一時滞在者等への情報伝達等
避難誘導訓練	関係機関の連携による陸域・海域・空域における避難、避難誘導、屋内退避の広報、避難所の開設・運営等
緊急被ばく医療訓練	救護所の開設、避難者に対するスクリーニング・簡易除染、安定ヨウ素剤の搬送・事前配布・服用指示、健康相談窓口の設置等
警戒警備・交通規制	警察車両による避難車両の先導・交通誘導、警戒警備、立入制限、交通規制等
自衛隊緊急派遣訓練	要員派遣、避難住民の搬送支援、車両除染、避難者に対する二次除染等
海上警戒警備・交通規制等	海上モニタリング支援、海上の警戒警備、船舶等に対する通報、漁業無線による漁船への通報等
関係周辺市町における各種訓練	関係機関間の通信連絡、災害対策本部等の設置・召集、避難訓練等

※災害の発生または災害の発生のおそれがあり、その対策を講じる必要があると判断されたときには、訓練を中止することもあります。

お願い

当日は、一部の地域で防災行政無線や広報車などを使って広報訓練を行います。訓練参加車両、訓練関係者が活動しますので御理解・御協力をお願いします。

また、薩摩川内市及びいちき串木野市では、**広報訓練の一環として緊急速報メール等でのお知らせも行います。**携帯電話をお持ちで緊急速報メールが受信される環境にある方は、訓練に伴うメールが配信されますので、あらかじめご承知ください。

お問い合わせ先

鹿児島県原子力安全対策課
薩摩川内市防災安全課
いちき串木野市まちづくり防災課
日置市総務課
姶良市危機管理課

電話 : 099-286-2378
電話 : 0996-23-5111
電話 : 0996-32-3111
電話 : 099-273-2111
電話 : 0995-66-3111

〈発行〉鹿児島県危機管理局
原子力安全対策課
〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10-1

原子力防災のしおり

1. 緊急事態の連絡

万一、原子力発電所において緊急事態がおこったら、県や関係市町などから、テレビ・ラジオ、防災行政無線など様々な手段を使って必要な情報を速やかにお知らせします。「うわさ」や憶測に惑わされないよう、県や関係市町などの情報に基づいて、落ち着いて行動してください。

広報車、防災行政無線、インターネット(ホームページ)などによる行政機関からの情報を確認し、その指示に従って、落ち着いて行動してください。



テレビやラジオなどのスイッチを入れ、国や県、関係市町から発表される情報に注意してください。



うわさやデマに惑わされないよう注意してください。



2. 屋内退避の指示が出されたら

屋内に退避することにより、放射線の影響を少なくすることができます。屋内退避の指示が出された場合も、落ち着いて冷静に行動してください。指示の内容を確認し、指示に従ってください。

屋外にいた人は速やかに、自宅や職場、近くの公共施設などの屋内に入行ってください。



全ての窓、扉等を閉めるとともに、全ての空調設備、換気扇等を止めて、屋内への外気の流入を防いでください。



テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意してください。



食料品の容器には、すべてフタやラップをしてください。特に指示がなければ、屋内に保管してあるものを飲んだり食べたりすることは差し支えありません。



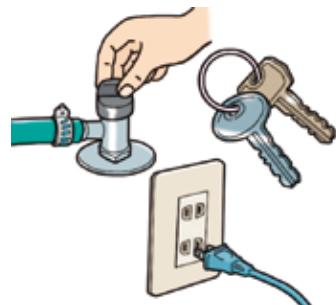
外にいた人は、屋内に入ったら着替えて顔や手足を洗い、うがいをしてください。着替えた衣服は、ビニール袋に入れ、袋の口をしっかりと閉めてください。



3. 避難の指示が出されたら

避難の指示が出されてもあわてないでください。避難の指示は、予防的、先行的に早め早めに出されるものですので、落ち着いて行動してください。

電気のコンセントを抜き、ガスの元栓を閉め、戸締まりをしてください。



隣近所にも声をかけ、病気や高齢の方を助けるなどお互いに協力しましょう。



避難の際は、放射性物質を体内に吸い込まないようにするために、マスクをしたり、タオルやハンカチで口や鼻をおおってください。



ハンカチを4回折りたたみ口にあてるとき、94%の体内吸収防止効果があるといわれています。

避難所では誘導員の指示に従ってください。



自家用車がある場合には、自家用車を利用して指定された避難所に避難してください。



自家用車がない場合には、近所の方の自家用車に同乗するか、指定された集合場所に集合し、用意されたバスなどで避難してください。



●普段から万が一の場合に備えて、非常時持出品を準備しておきましょう。

